

オーストラリア ヴィクトリア州 2006年人権及び責任法憲章

佐藤 潤 一

Victorian Charter of Human Rights and Responsibilities Act 2006

SATOH Junichi

訳者はしがき

本資料は、オーストラリアのヴィクトリア州議会が website<<http://www.legislation.vic.gov.au/>> で公開している、Version No. 006, Charter of Human Rights and Responsibilities Act 2006, No. 43 of 2006, Version incorporating amendments as at 1 July 2010 (ワード 2003 ファイル及び PDF ファイルが <http://www.legislation.vic.gov.au/Domino/Web_Notes/LDMS/PubLawToday.nsf/a12f6f60fbd56800ca256de500201e54/f1e66cda63148685ca2577530015f3df?OpenDocument> (last visited at 15 October, 2010) から入手できる) の全訳である。

現在オーストラリア連邦憲法及び州憲法が、権利章典を有していないのはなぜか、の研究に取り組み、またそのことを契機に、成文憲法典において権利章典を規定すること（通常 entrenchment と呼称される）がいかなる法的意味を有するのか、の研究に取り組んでおり、本翻訳はそのための基礎作業の一つである。

本法理解の基礎となるヴィクトリア州の政治機構について、概観しておこう。

ヴィクトリア州議会は、立法評議会（上院：the Legislative Council）及び立法議会（下院：the Legislative Assembly）からなる（ヴィクトリア州憲法第 2 部参照）。

平成22年10月31日 原稿受理
大阪産業大学 教養部

Governor in Council はビクトリア州憲法第 87E 条 (a) や 1989 年地方政府法第 9 条で用いられている用語で、「行政評議会における州総督」と訳した。これはオーストラリア連邦憲法第 63 条同様、単に「行政権」といっても同じであるが、形式的とはいえ総督が置かれていることを反映した規定である。連邦の総督も、州総督も、女王の代理人として行動するのであって、日本でいえば、内閣の助言と承認を受けて行動する天皇の役割と類似する。

オーストラリアの連邦最高裁は高等法院 (High Court) である。オーストラリアは各州及び準州 (北部準州: NT と首都特別地域: ACT) に最高裁判所があり、連邦最高裁たる高等法院への上訴が認められている (オーストラリア連邦憲法第 73 条)。本訳文では理解を容易にするため、州最高裁判所とした。なお、ヴィクトリア州最高裁判所は、審理部 (the Trial Division) と控訴院 (the Court of Appeal) によって構成される。(ヴィクトリア州憲法第 3 部 (75 条以下)、及び第 3 部 AA (87AAA 条以下) 参照。) 郡裁判所は、ヴィクトリア州では主として (事件によって異なる) 第 2 審を扱う中級の裁判所を指している。州簡易裁判所は治安判事裁判所と (文字通りに) 訳されることもあるが、歴史的な理由からの名称であり、第 1 審を扱う裁判所であるため、日本における慣用を考慮して訳した。政府、議会、裁判所等の名称は全てヴィクトリア州のものであって、特に註記しない限り連邦のそれではない。

なお、訳語の決定に当たっては、平松紘・金城秀樹・久保茂樹・江泉芳信『現代オーストラリア法』(敬文堂、2005 年) 第 1 部第 3 章を参考にした。

凡例

- 一 条文中の亀甲括弧〔 〕は訳者による註釈である。長文にわたる訳註は脚注で付した。
- 一 条文の改正につき、条文に註として示されているものについては [] で該当箇所へ挿入した。
- 一 原文イタリックを傍点で示した。例えば、*declaration of inconsistent interpretation* を法不適合宣言とした。ただし、註 *Note* 及び例 *Example* については一々傍点を付していない。
- 一 原文太字はゴチックで示した。例えば、**The Parliament of Victoria therefore enacts:** をヴィクトリア州議会は従って以下のような法を制定するとした。
- 一 ヴィクトリア州政府が公開している訳文のワードフォーマット版 (06-43a006.doc) にも、PDF 版 (06-43a006.pdf) にも、また AustLII (Australasian Legal Information Institute) で公開されている txt 版 (http://www.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_

act/cohrara2006433.txt/cgi-bin/download.cgi/download/au/legis/vic/consol_act/cohrara2006433.txt)にも頁数が示されているが、ここで示しているのは訳文の頁である。なお原資料の目次には前文が示されていないがこの資料では含めている。

- 一 本法に含まれる索引を、アルファベット順で、用語集を兼ねて訳出した。50音順に改めるよりも用語索引としてこの方が望ましいと判断した。
- 一 日本法において馴染みのない法律名称や用語については、原語を併記した。

条文目次

条文	頁
前文	136
第1部 序	136
第1条 目的並びに引用	136
第2条 施行期日	137
第3条 定義	137
第4条 公的機関とはなにか	138
第5条 他の諸々の権利及び自由に追加される本憲章における諸々の人権	141
第6条 適用	141
第2部 人権	141
第7条 人権一人権とは何か、及びそれらはいかなる場合に制限され得るか	141
第8条 法の前での承認及び平等	142
第9条 生命権	142
第10条 拷問及び残酷な、非人間的な又は 品位を傷つけるような取り扱いからの保護	142
第11条 強制労働からの自由	143
第12条 移動の自由	143
第13条 プライバシー及び名誉	143
第14条 思想、良心、宗教及び信条の自由	143
第15条 表現の自由	144
第16条 平和的集会及び結社の自由	144
第17条 家族及び子供の保護	144
第18条 公的社会活動への参加〔参政権〕	144

第 19 条	文化的権利	145
第 20 条	財産権	145
第 21 条	人身の自由及び安全の権利	145
第 22 条	自由を奪われた場合の人道的取扱	146
第 23 条	刑事手続における子供	146
第 24 条	公平な聴聞	146
第 25 条	刑事手続における諸権利	147
第 26 条	一事不再議又は二重処罰の禁止	148
第 27 条	遡及刑事法〔の禁止〕	149
第 3 部	ヴィクトリア州における人権の適用	149
第 1 節	新規立法の審査	149
第 28 条	人権並びに責任法適合性声明	149
第 29 条	ヴィクトリア州法の失効	150
第 30 条	制定法並びに規則審査委員会	150
第 2 節	不適合拒絶宣言	151
第 31 条	議会による拒絶宣言	151
第 3 節	法の解釈	152
第 32 条	解釈	152
第 33 条	最高裁判所への照会	152
第 34 条	法務総裁の介入権能	153
第 35 条	法務総裁及び委員会への通告	153
第 36 条	不適合解釈宣言	154
第 37 条	不適合解釈宣言措置	155
第 4 節	公的機関の責任	155
第 38 条	公的機関の行為	155
第 39 条	法的手続	156
第 4 部	ヴィクトリア州平等機会・人権委員会	157
第 40 条	委員会による介入	157
第 41 条	委員会の機能	157
第 42 条	権能	158
第 43 条	議会に提出される報告書	158
第 5 部	一般条項	159

第 44 条	運用 4 年後の憲章の審査	159
第 45 条	運用 8 年後の憲章の審査	159
第 46 条	規則	159
第 47 条	本法施行に伴う改正	161
第 48 条	留保規定	161
第 49 条	経過規定	161
附則		162
1.	1995 年平等機会法	162
2.	1973 年オンブズマン法	163
3.	2003 年議会委員会法	163
4.	1958 年警察規制法	163
5.	2004 年公行政法	164
6.	2001 年人種及び宗教の寛容に関する法律	164
7.	1994 年従位立法法	164
8.	1998 年ヴィクトリア州民事及び行政審判法	165
末註		166
1.	大臣の第二読会証言期日	166
2.	改正一覧	166
3.	詳細説明	167
索引		167

ヴィクトリア州（Victoria） 2006年法律第43号（No. 43 of 2006）
2006年人権並びに責任法憲章 [2006年7月25日可決]

前文

ヴィクトリア州人民の代表として、ヴィクトリア州議会は、全ての人は、生まれながらに、その尊厳と諸々の権利において自由且つ平等であることを承認する本憲章を制定する。

本憲章は、以下の諸原理に基づく。

- ・ 人権は、民主主義社会並びに法の支配、人間の尊厳、平等及び自由を尊重する社会において本質的なものである。
- ・ 人権は、全ての人に差別なく備わっており、且つ、ヴィクトリア州人民の多様性はわれわれの共同体の価値を高めている。
- ・ 人権は責任を伴うものであり、且つ、他者の人権を尊重するように行使されねばならない。
- ・ 人権は、オーストラリア先住民の末裔であるヴィクトリア州のアボリジニ人にとって、彼らの多様な精神的、社会的、文化的及び経済的な、伝統的土地及び水との関係で、特別の重要性を持つものである。

ヴィクトリア州議会は従って以下のような法を制定する。

第1部 序

第1条 目的並びに引用

- (1) 本法は人権及び責任憲章と称され、本法中でもそのように称される。
- (2) 本憲章の主目的は、以下に掲げる方法によって人権を保護し奨励することにある。
すなわち、
 - (a) 議会が特に保護及び奨励することを探求して人権を規定すること；及び
 - (b) 制定法が施行されているか否かにかかわらず、すべての制定法の諸規定が、可能な限り人権に適合的な方法で解釈されることを確保すること；及び
 - (c) 全ての公的機関に対し、人権と適合する方法で行動する義務を課すこと；及び
 - (d) 議会に提出される全ての法律草案に人権適合性声明（statements of compatibility

with human rights) を要求し、且つかかる適合性について法律・規則審査委員会 (the Scrutiny of Acts and Regulations Committee) に報告することを可能にすること；及び

- (e) 州最高裁判所に、制定法の諸規定が人権と適合的に解釈できないことを宣言する管轄権を与え、且つ、関連大臣にその宣言に応答することを要求すること。
- (3) 以上に加え、本憲章は、
- (a) 議会が例外的な状況に於いては、本憲章を制定法への適用を拒絶する権能をあたえ、
 - (b) 平等機会委員会の名称を、ヴィクトリア州平等機会・人権委員会に改め、追加機能を与え、
 - (c) 本法に付随する諸法の改正を行う。

第2条 施行期日

- (1) 本憲章は（第3部第3節並びに第4節を除いて）2007年1月1日より施行する。
- (2) 第3部第3節並びに第4節は2008年1月1日より施行する。

第3条 定義

- (1) 本憲章において、

アボリジニ人 (Aboriginal) はオーストラリア先住民の人々を意味し、トレス海峡島 (the Torres Strait Islands) の先住民、並びにかかる人々の末裔を含む

行為〔活動〕 (act) は、不作為 (a failure to act) 並びに行為の提案 (a proposal to act) を含む

憲章は、人権及び責任憲章を意味する。

子供は18歳未満の個人を意味する。

委員会 (Commission) は、1995年平等機会法の下でのヴィクトリア州平等機会・人権委員会を意味する。

裁判所は、州最高裁判所 (the Supreme Court)、郡裁判所 (the County Court)、州簡易裁判所 (the Magistrates' Court) 又は少年裁判所 (the Children's Court) を意味する。

[第3第1項裁判所の定義は2008年法律第77号第129条（附則2項目5）で挿入。]

法不適合宣言 (declaration of inconsistent interpretation) は第36条第2項の下で州最高裁判所によって行われる宣言を意味する。

個人に関する差別は、本法第6条に規定された特徴に基づく、(1995年平等機会法の意

味の範囲内にある) 差別を意味する。

註：1995年平等機会法第6条は、いかなる差別が禁止されるかに関する多くの特徴を列挙している。すなわち、年齢；傷害；政治的信条又は活動；人種；宗教的信条又は活動；性別；並びに性的指向

人権は、第2部に規定した市民的及び政治的諸権利を意味する。

通訳は、以下を意味する。

- (a) 本法に規定されることによって公認された通訳
- (b) 公認解釈者が直ちに利用可能でない場合には、且つ、話された語の意味、又は一つの言語に由来する他の方式によるコミュニケーション、又は他の言語へのコミュニケーションの方式、又はコミュニケーションの方式の、口頭による翻訳に関連する場合のみ、法定資格のある通訳

不適合拒絶宣言は、第31条の下で議会によって行われる宣言を意味する。

議会委員会 (Parliamentary Committee) は、2003年議会委員会法において両院合同委員会が持つのと同一意味を持つものとする。

個人 (person) は人間〔自然人〕(a human being) を意味する。

公的機関 (public authority) は、第4条で規定された意味である。

制定法上の規定 (statutory provision) は、法律 (本憲章を含む) 又は法律の従属文書、又は法律 (本憲章を含む) 又は従属文書の規定を意味する。

公判 (trial) のうち州簡易裁判所又は少年裁判所に関するものは、犯罪に関する聴聞を意味する；[第3条第1項公判の定義は2009年法律第68号第97条 (附則、項目18.1) で挿入。]

ヴェイクトリア州警察 (Victoria Police) は、1958年警察規制法において警察 (the force) が持つのと同一意味である。

註：1958年警察規制法における警察は警察隊 (the police force) の警官及びその他の構成員を意味する。

- (2) 本憲章において、
 - (a) 機能への言及は、権能、権威ならびに義務への言及を含む。
 - (b) 機能の行使への言及は、当該機能が義務である場合、義務の履行への言及を含む。

第4条 公的機関とはなにか

- (1) 本憲章の目的にとっての公的機関とは、
 - (a) 2004年公行政法の意味の範囲内における公務員を意味するか、又は、

註：2004年公行政法の下での公務員は、政府機関の長、又は行政機関の長（たとえば司法省長官又は環境保護機関議長のような）及び州行政機関の長を含む、公的役務提供機関の従業員を含むものとする。それはまた、ある種の公的機関の管理者及び職員、すなわち、裁判所職員、議会の職員、並びにある種の制定法上の又は特権的機関の管理者をも含む。

- (b) 制定法の規定によって設立された、公的性質機能を持つ機関；又は

註1：1984年立法解釈法（the Interpretation of Legislation Act 1984）第38条における機関（entity）は、〔自然〕人及び法人、並びに法人として認可されていない組織を含む。

註2：公的性質を持つ機能（functions of a public nature）については、第2項参照。

- (c) 機関のうち、その機能又は含まれる機能が公的性質のあるもので、それが（契約の下で行われるか否かにかかわらず、）州又は公的機関のために行使される場合；又は

例

生徒を教育している公立でない学校は、公的性質機能を行使しているものであるが、それが州のために行われている場合でなければ、本憲章の目的にとっての公的機関ではない。

註：州又は公的機関のために（on behalf of the State or a public authority）に関しては、第4項及び第5項参照。

- (d) ヴィクトリア州警察；又は

- (e) 1989年地方政府法（the Local Government Act 1989）の意味の範囲内における〔地方〕行政評議会並びに同法の意味の範囲内における〔地方〕行政評議会の構成員及びその職員；又は

- (f) 大臣；又は

- (g) 議会委員会が、行政機関として活動している場合、その委員；又は、

- (h) 規則によって、本憲章の目的にとっての公的機関であると宣言されている機関。ただし、以下は含まれない。

- (i) 議会における諸々の手続と結びついた諸機能を行使している議会又は個人

- (j) 裁判所又は審判所のうち、それが行政機関として活動している以外の場合；又は

註：委員会手続及び裁判所又は審判所による令状発行は、裁判所又は審判所が行政機関として活動する例である。裁判所又は審判所はまた、例え

ば、判例目録の作成、訴訟に関する実務又は手続を行うことは、行政機能を果たしていることになる。

- (k) 本憲章の目的にとっての公的機関ではないと規則によって宣言されている機関
- (2) その機能が公的性質を持つと決せられるのは、その諸々の要素が、以下のことを考慮している場合である。

- (a) 制定法の規定によって、又はその下で、当該組織に、当該機能が与えられる場合
例

1983年輸送(コンプライアンス及び雑則)法(The Transport(Compliance and Miscellaneous) Act 1983)は、当該法の下で権能を付与した担当官に逮捕権能を与えている。[第4条第2項(a)に対する例は2010年法律第203条第1項(附則6項目5)で挿入。]

- (b) 当該機能が、政府の諸機能と結びつけられているか、又は一般的にそのように認識されている場合

例

1986年矯正法(the Corrections Act 1986)の下で、私企業が矯正役務提供機能を有している場合(刑務所経営のような)、それは政府の機能を果たすものとして一般的に認識された機能である。

- (c) 当該機能が規制的性質を持つ場合；
- (d) 当該組織が当該機能を果たすために公費で設立された場合；
- (e) 当該機能を果たす組織が、**(会社法**(the Corporations Act)の意味の範囲内における)会社のうち、全額が州によって、又は州のために出資されている会社である場合。

例

メルボルンで州内の水供給小売業を請け負っている諸企業における全ての出資は、州によって、又は州のためになされている。

- (3) 以下の疑いを避けるため、[規定を置く。]
- (a) 第2項に列挙した諸要素は、当該機能が公的性質を持っているとの決定を考慮に入れ得る諸要素を除外するものではない；及び
- (b) 第2項に規定された諸要素のうち一又はそれ以上が〔当該〕機能に現に関わっているかどうかという事実は、必ずしもその機能が公的性質を持つという結論を導かない。
- (4) 第1項(c)の諸々の目的にとって、たとえ当該機関と、州又は公的機関との間になん

らの代理関係もない場合でも、機関は、州のために活動し得るか、又は公的機関のために活動し得る。

- (5) 第1項(c)の諸々の目的にとって、機関が〔ある〕機能を果たすために公的に設立されたという事実は、必ずしも、機関が、州又は公的機関のために機能を行行使していることを意味しない。

第5条 他の諸々の権利及び自由に追加される本憲章における諸々の人権

本憲章に含まれていない権利又は自由は、他の法（国際法，コモン・ロー，オーストラリア連邦憲法及びオーストラリア連邦法を含む）の下で提起又は認識される場合、当該権利又は自由が本憲章に含まれていないか、又は部分的にしか含まれていないことのみを理由として、排除又は制限されてはならない。

第6条 適用

- (1) ただ諸々の個人のみが人権を持つ。すべての諸個人は、第2部に規定された諸々の人権を有する。

註：会社は人権を持たない。

- (2) 本憲章は以下に適用される。
- (a) 議会。議会が第3部第1節及び第2節の下での諸機能を果たす範囲内で；並びに
 - (b) 裁判所及び審判所。それらが第2部及び第3部第3節の下での諸機能を果たす範囲内で；並びに
 - (c) 公的機関。それらが第3部第4節の下での機能を果たす範囲内で。
- (3) 第2項は以下の場合軽減ないし制限されない。
- (a) 本憲章によって第2項に規定された機関に授与された他の機能によって；又は
 - (b) 本憲章によって他の機関に与えられた機能によって
- (4) 本憲章はヴィクトリア州における王権を拘束し、且つ、議会の立法権能が許容する限りに於いて、王権の他の全ての権能を拘束する。

第2部 人権

第7条 人権—人権とは何か、及びそれらはいかなる場合に制限され得るか

- (1) 第2部は、議会が特に保護並びに促進することを探求する諸々の人権を規定する。

- (2) 人権は、法の下で、人間の尊厳、平等及び自由に基づく自由な民主主義社会において明らかに正当化されうる、且つ、以下のものを含む全ての関連する要素を考慮した、合理的な諸限界にのみ従属し得る。
- (a) 権利の性質；及び
 - (b) 制限の目的の持つ重要性；及び
 - (c) 制限の性質及び範囲；及び
 - (d) 制限とその目的との間の関わり合い；及び
 - (e) 当該制限が達成しようとする目的を達成するために合理的に利用可能なより制限的でない手段¹⁾
- (3) 本憲章は、いかなる個人、機関又は公的機関に対しても、いかなる個人の人権をも（本憲章に規定された範囲以上に）制限し、又は破壊する権能を与えるものではない。

第8条 法の前での承認及び平等

- (1) すべての人は、法の前で個人として承認される権利を有する。
- (2) すべての人は、差別無く彼又は彼女の人権を享受する権利を有する。
- (3) すべての人は、法の前に平等であり、差別無く法の平等な保護を受ける資格が与えられており、並びに、差別に対して平等且つ効果的な保護を受ける権利を有する。
- (4) 差別を理由とした、不利な状況に置かれた諸個人又は諸個人の諸集団を援助し又は促進する目的で取られた諸々の手段は、差別を構成しない。

第9条 生命権

全ての人は、生命への権利を有し、且つ、恣意的にその生命を奪われることのない権利を有する。

第10条 拷問及び残酷な、非人間的な又は品位を傷つけるような取り扱いからの保護

人は以下のような扱いを受けない。

- (a) 拷問される；又は
- (b) 残酷な、非人間的な又は品位を傷つけるような方法で扱われる；又は、
- (c) 彼又は彼女の全面的な、自由且つ十分な説明に基づく同意（full, free and informed

1) この部分の原文はany less restrictive means reasonably available to achieve the purpose that the limitation seeks to achieveであり、アメリカ合衆国連邦最高裁判例法のless restrictive alternativeが意識されているものと解される。

consent) なしに、医療上の又は科学的な実験又は扱いに従わせること

第 11 条 強制労働からの自由

- (1) 人は、奴隷にされてはならず、また苦役を課されてはならない。
- (2) 人は、強制労働又は義務的労働をさせられてはならない。
- (3) 第 2 項の目的での「強制又は義務的労働」(“forced or compulsory labour”)は、以下を含まない。
 - (a) 合法的な裁判所命令を理由として拘禁されている人、若しくは合法的な裁判所命令の下で、拘禁から条件付きで釈放され、若しくは共同体内で仕事をするよう命じられている人に対して、通常要請される業務又は役務；又は
 - (b) ヴィクトリア州の共同体、若しくはヴィクトリア州の共同体の一部を脅かす緊急事態を理由として要請される業務又は役務；又は
 - (c) 通常の市民に課される義務の一部を形成する業務若しくは役務。
- (4) 本条における「裁判所命令」(“court order”)は、他の管轄についての裁判所によってなされた命令を含む。

第 12 条 移動の自由

ヴィクトリア州域内に合法的に滞在する全ての人は、ヴィクトリア州域内を自由に移動し、入り、および離れる権利を有し、且つ、いずれの場所で生活するかを選択する自由を有する。

第 13 条 プライバシー及び名誉

人は次の権利を有する。

- (a) 彼又は彼女の、プライバシー、家族、住居、又は通信に対して、非合法に、又は恣意的に干渉されることがない〔権利〕；及び
- (b) 彼又は彼女の社会的評価を不法に攻撃されることがない〔権利〕。

第 14 条 思想、良心、宗教及び信条の自由

- (1) 全ての人は、以下を含む、思想、良心、宗教及び信条の自由を有する。
 - (a) 彼又は彼女の選択した宗教若しくは信条を持ち、又は〔新たに〕採る自由；及び
 - (b) 彼又は彼女の宗教若しくは信条を、礼拝、儀式、礼拝式又は、教導を通じて、個人的に又は共同体の一員として、公的に又は私的に伝導する自由。

- (2) 人は、礼拝、儀式、礼拝式又は、教導を通じて、彼又は彼女の宗教若しくは信条を持ち又は〔新たに〕採る自由を制限するような方法で強制又は制限されてはならない。

第 15 条 表現の自由

- (1) 全ての人は、干渉されることなく意見を持つ自由を有する。
- (2) 全ての人は、ヴィクトリア州内であろうと州外であろうと、以下のいかなる方法によつてを問わず、全ての類の情報及び思想を求め、受け、及び伝える表現の自由を有する。
- (a) 口頭；又は
 - (b) 書面で；又は
 - (c) 刊行物で；又は
 - (d) 藝術の方法によつて；又は
 - (e) 彼又は彼女によつて選択された他の方式で。
- (3) 表現の自由は、特別の義務と責任が与えられるものであり、且つ、当該権利は、合理的に以下の点で必要とされる諸々の合法的な制限に従う。
- (a) 他の諸個人の諸権利及び社会的評価を尊重するため；又は
 - (b) 国の安全、公の秩序、公衆衛生、又は公衆道徳の保護のため。

第 16 条 平和的集会及び結社の自由

- (1) 全ての人は、平穩に集会する権利を有する。
- (2) 全ての人は、他者との結社の自由権を有し、〔結社の自由権は〕労働組合を結成し、また労働組合に参加する権利を含む。

第 17 条 家族及び子供の保護

- (1) 家族は社会の基本的集団であり、社会及び州によつて保護される資格を与えられる。
- (2) 全ての子供は、差別無く、彼又は彼女の最良の利益を享受し、且つ、子供であることによつて彼又は彼女に必要な権利を有する。

第 18 条 公的社会活動への参加〔参政権〕

- (1) ヴィクトリア州の全ての人は、差別無く、直接に又は自由〔選挙によつて〕選出された代表者を通じて、公的業務に参加する権利及びかかる機会を持つ権利を有する。
- (2) 全ての資格を有する人は、差別無く以下の権利並びにその機会を持つ権利を有する。
- (a) 州および自治体で定期的に行われる、有権者の自由に表明された意思を保障され

る投票に参加し、また選出されること；及び

- (b) ヴィクトリア州の公共サービス及び役所を、通常の条件で平等に利用すること。

第 19 条 文化的権利

- (1) 特定の文化的、宗教的、人種的又は言語的背景を持つ全ての人は、他の背景を持つ他の諸個人とともに、共同体において、彼又は彼女の文化を享受する権利、彼又は彼女の宗教を宣言し且つ伝道する権利、彼又は彼女の言語を使用する権利を否認されてはならない。
- (2) アボリジニ人は、独自の文化的な諸権利を有し、且つ、彼らの共同体の他の構成員とともに、以下の権利を否認されてはならない。
- (a) 彼らのアイデンティティ及び文化を享受する〔権利〕；並びに
- (b) 彼らの言語を維持し且つ使用する〔権利〕；並びに
- (c) 彼らの親族関係を維持する〔権利〕；並びに
- (d) 彼らの独自の精神的、物質的及び経済的な、土地及び水その他の資源との、伝統的な法及び慣習の下で彼らが結びつきを有する関係を維持する〔権利〕。

第 20 条 財産権

人は、法律によらない限り、彼又は彼女の財産を奪われてはならない。

第 21 条 身体的自由及び安全の権利

- (1) 全ての人は、身体的自由及び安全の権利を有する。
- (2) 人は、恣意的に逮捕又は抑留されてはならない。
- (3) 人は、法によって確立された理由に基づき、且つ、法によって確立された手続に従わない限り、彼又は彼女の自由を奪われてはならない。
- (4) 逮捕又は抑留される者は、逮捕又は抑留されるに際して、逮捕又は抑留される理由を告げられねばならず、且つ、彼又は彼女に対してもたらされる全ての訴訟手続について正確に告げられねばならない。
- (5) 刑事上の罪に問われて、逮捕又は抑留された人は、
- (a) 裁判所で正確な裁判を受けられねばならない。
- (b) 不合理な遅滞なく裁判を受ける権利を有する。
- (c) (a)又は(b)に従えない場合には、釈放されねばならない。
- (6) 公判を待っている者は、自動的には抑留されない。ただし、彼又は彼女の釈放は、

以下への参加を保障することを条件とした上でなければならない。[第21条第6項は、2009年法律第68号第97条（附則、項目18.2）で改正。]

- (a) 公判のため；及び
 - (b) その他の司法上の手続の段階に；及び
 - (c) そうすることが適切な場合には、判決の執行に。
- (7) 逮捕又は抑留によって自由を奪われたいかなる人も、彼又は彼女の抑留の合法性に関する宣言又は命令を裁判所で適用される資格を有し、且つ、裁判所は、以下のことをしなければならない。
- (a) 遅滞なく判決を下さねばならない；また、
 - (b) 当該抑留が不法と認定される場合には、その者の釈放命令を出さねばならない。
- (8) 彼又は彼女は、契約上の義務を履行する能力を持たないことのみを理由として、収監されてはならない。

第22条 自由を奪われた場合の人道的取扱

- (1) 自由を奪われた全ての人は、人道的に扱われなければならない、且つ、人間の固有の尊厳に対する尊重を受けなければならない。
- (2) 抑留されている者のうち被告人、又は告訴されることなく抑留されている者は、合理的に必要とされる場合を除いて、有罪判決を受けて抑留されている者とは分離されなければならない。
- (3) 抑留されている者のうち被告人、又は告訴されることなく抑留されている者は、有罪判決を受けていない者として適切な方法で扱われなければならない。

第23条 刑事手続における子供

- (1) 抑留された子どもの被告人又は告訴されることなく抑留されている子供は、全ての抑留されている成人から隔離されなければならない。
- (2) 抑留された子供は、可能な限り迅速に裁判にかけられなければならない。
- (3) 有罪とされている子供は、彼又は彼女の年齢に適応する方法で扱われなければならない。

第24条 公平な聴聞

- (1) 刑法上の犯罪に問われている者又は民事訴訟の当事者は、公平且つ公開の聴聞の後に、管轄権を有する、独立した偏りのない裁判所又は審判所によって罪の有無又は

民事訴訟上の決定を下される権利を有する。

- (2) 第1項の規定にもかかわらず、裁判所又は審判所は、メディア組織の構成員又は他の諸個人、又は一般公衆を、審理の全部又は一部から排除することが出来る。ただし、そうすることが、本憲章以外の法によって許可された場合に限る。

註：例えば、**1986年州最高裁判所法**（the Supreme Court Act 1986）第19条²⁾は、最高裁判所が、訴訟手続の全部又は一部を公衆に対して非公開とできる条件について規定している。また以下も参照。**1958年郡裁判所法**（the County Court Act 1958）第80AA条³⁾及び**1989年州簡易裁判所法**（the Magistrates' Court Act 1989）第126条⁴⁾。

- (3) 刑事裁判又は民事裁判において裁判所又は審判所によって下された全ての判決又は決定は、公開されなければならない。ただし、子供の最良の利益を害する場合又は本憲章以外の法が許可している場合には公開しないことが出来る。

第25条 刑事手続における諸権利

- (1) 刑法上の罪を問われている者は、法によって有罪が証明されない限り、無罪と推定される権利を有する。
- (2) 刑法上の罪を問われている者は、以下の最小限の保障（minimum guarantee）を差別無く受ける資格を有する。

2) 1986年州最高裁判所法第18条が、同第19条の条件下における非公開裁判を行える旨規定し、第19条は、次のように規定している。「州最高裁判所は、以下を惹起させないために、必要であると考える場合には、第18条の下での命令を出すことが出来る。

- (a) オーストラリア国内治安若しくは国際的な安全保障を危うくする；
- (b) 司法行政に偏見をもたらす（prejudice）；又は
- (c) 何人かの物理的安全を危うくする；又は
- (d) 公の品位若しくは道徳を損なう [1991年法律第8号で改正]；又は
- (e) 全面的に若しくは部分的に2009年刑事手続法（the Criminal Procedure Act 2009）の意味における性的犯罪の告発にかかわる訴訟手続における不服を不当に苦しませ若しくは困惑させる [1991年法律第8号で(e)挿入、(e)は1999年法律第10号第25条で改正され、2009年法律第68号第97条（附則項目第116.6）で置き換えられ、2010年法律第30号第94条第1項で改正]；又は
- (f) 全面的に若しくは部分的に性的犯罪の告発にかかわる訴訟手続における審理の下で証人（witness）を不当に苦しませ若しくは困惑させる [1999年法律第10号第25条で(f)挿入、2010年法律第30号第94条第2項で置き換え]」

3) 本条は、註2で示した州最高裁判所法第19条と基本的に同一の条文である。

4) 本条第1項は、註2で示した州最高裁判所法第19条と同一文言である。

- (a) 言葉で、又は必要であれば、彼又は彼女が話し又は理解するコミュニケーションの方式で、罪の性質と、その罪を科される理由について迅速に、且つ詳細に伝えられること；並びに
 - (b) 彼又は彼女の防御を準備するために、及び彼又は彼女によって選ばれた法律家又は助言者と連絡を取るために妥当な期間と便益を図ること；並びに
 - (c) 不合理な遅滞なく裁判を受けること；並びに
 - (d) 自ら出席して裁判を受け、及び、彼自身又は彼女自身を個人的に防御するため、又は彼又は彼女によって選ばれた、又は、その資格がある場合には、**1978年法律扶助法**（the Legal Aid Act 1978）の下でのヴィクトリア州の法律扶助によって提供された、法律補助人によって彼自身又は彼女自身を防御すること；並びに
 - (e) 彼又は彼女が法律扶助を受けていない場合で、その資格がある場合には、**1978年法律扶助法**の下で法律扶助を受ける権利について告げられるべきこと
 - (f) **1978年法律扶助法**で規定された資格条件を彼又は彼女が満たしており、彼又は彼女によっていかなる費用も支払い可能である場合以外で、司法上の利益が法的扶助を要請する場合に、法的扶助を受けること；並びに
 - (g) 法の規定がある場合を除き、彼又は彼女にとって不利益な証人を尋問し、又はこれに対して尋問させること；並びに
 - (h) 訴追のための証人〔自己に不利益な証人〕と同等の条件下で、彼又は彼女のための証人の出席及びその尋問を求めること；並びに
 - (i) 彼又は彼女が英語を理解できないか又は話せない場合、無料で通訳の援助を受けること；並びに
 - (j) 彼又は彼女にコミュニケーション上の又は会話上の障害があり、以下のような援助を要請するならば、助手又は特別のコミュニケーション用の道具及び技術の無料の援助を受ける権利を有する；並びに
 - (k) 彼自身又は彼女自身について証言することまたは有罪の自白を強要されない。
- (3) 刑法上の罪について告訴されている子供は、彼又は彼女の年齢及び子供の社会復帰を促進するに望ましいかどうかを考慮に入れた手続に関する権利を有する。
- (4) 刑法上の罪で有罪を宣告されたいかなる人も、法に従って、当該有罪判決及び刑罰について、上位の裁判所によって審査を受ける権利を有する。

第26条 一事不再議又は二重処罰の禁止

人は、彼又は彼女が、すでに法により最終的に有罪判決又は無罪の宣告を受けた罪につ

いて再び訴追され又は罰せられてはならない。

第 27 条 遡及刑事法〔の禁止〕

- (1) 人は、その行為が行われた当時犯罪でなかった行為を理由として有罪とされてはならない。
- (2) いかなる人も、その犯罪について、それが行われた当時当該犯罪に対して適用されていた罰よりも重い罰を科されてはならない。
- (3) 人が犯した犯罪について、その当時よりも犯罪について科される罪が減輕された場合であって、当該個人にすでに刑が宣告されていた場合、当該個人は減輕された罰を受ける資格を有する。
- (4) 本条の規定は、いかなる人についても、その作為又は不作為の当時、国際法の下で犯罪とされた、いかなる作為又は不作為についての訴追又は刑罰に対しても影響を及ぼさない。

第 3 部 ヴィクトリア州における人権の適用

第 1 節 新規立法の審査 (Scrutiny of New Legislation)

第 28 条 人権並びに責任法適合性声明 (Statements of compatibility)

- (1) 議員が、議会に法律案を提出するにあたっては、その法律案に関し法適合声明を立案しなければならない。
- (2) 議員で議会に法律案を提出する者、又は〔当該法律案の提出者ではない〕その他の議員で彼又は彼女の利益の為に活動する者は、第 1 項の下で立案された法適合声明を、当該法律案が議論される彼又は彼女の第二読会での演説前に提出しなければならない。

註：第 1 項及び第 2 項における義務は、政府提案の法律案を提出する大臣及び政府提案でない法律草案を提出する議員に適用される。

- (3) 法適合声明は、以下について述べなければならない。
 - (a) 議員の意見として、当該法律案が人権に適合しているかどうか、そうであるとして、どのように法律案が適合しているのか
 - (b) 議員の意見として、当該法律案のいかなる部分も人権と不適合であるとして、当

該不適合の性質と範囲

(4) 本条の下で作成された法適合性声明は、いかなる裁判所又は審判所も拘束しない。

第 29 条 ヴィクトリア州法の失効 (No effect on Victorian law)

第 28 条の手続を欠いた法律案が法律となった場合には、当該法律又はその他の制定法上の規定は効力を持たず、運用されず、又は執行力を持たない。

第 30 条 制定法並びに規則審査委員会 (Scrutiny of Acts and Regulations Committee)

制定法及び規則審査委員会は、議会に提出されたいかなる〔法律及び規則の〕草案も審査しなければならない。且つ、当該草案が人権と不適合であるか否かについて議会に報告しなければならない。

註：制定法及び規則審査委員会は、また、当該成文規則が人権と不適合であると思料する場合には、全ての成文規則をも審査し、議会に報告しなければならない。：参照，1994 年従位立法法 第 21 条⁵⁾。

5) 1994 年従位立法法第 21 条は次のように規定する。

〔〔ヴィクトリア州議会〕 審査委員会による規則の審査

- (1) 審査委員会は、審査委員会が議会に提出される規則が以下に該当すると考える場合には議会両院に報告することが出来る。
- (a) 規則の根拠法によって授与された権能の範囲内にない；
 - (b) 規則の根拠法によって与えられた明白な且つ表明された権威を伴うこと無く、
 - (i) 遡及効を持つ；又は
 - (ii) なんらかの税金，手数料，罰金，抑留若しくはその他の罰則を科す；又は
 - (iii) 証明責任を罪を問われている個人に転嫁することを主張する；又は
 - (iv) 規則の根拠法によって授権された権能の再授権を提供する；
 - (c) 規則の根拠法の一般的目的とあきらかに矛盾する；
 - (d) 規則の根拠法によって与えられた権能の異常な若しくは予期しない使用がその法律の一般的目的にかかわる場合；
 - (e) 制定法によって固有に扱われるべき事項若しくは諸原理であって従属立法によって扱われるべきでないものを含んでいる場合；
 - (f) あらかじめ法律によって定立された、個人の権利及び自由に対する不当な侵害
 - (g) 行政上の決定に不当に依拠し、司法上の決定に依拠していない個人の権利及び自由を作り出す場合；
 - (ga) 2000 年情報プライバシー法 (the Information Privacy Act 2000) の意味における個人のプライバシーに対して不利益な影響を持ち得る行為若しくは慣例を不当に求め若しくは権威づける場合；〔(ga) は 2000 年法律第 98 号第 76 条で挿入された〕
 - (gb) 2001 年健康記録法 (the Health Records Act 2001) の意味における個人のプライバシーに対して不利益な影響を持ち得る行為若しくは慣例を不当に求め若しくは権威づけす 〆

第2節 不適合拒絶宣言（Override Declaration）

第31条 議会による拒絶宣言（Override by Parliament）

- (1) 議会は、法律において、その法律又はその法律規定、又は他の法律、又は他の法律規定が、一又はそれ以上の人権、又は本憲章に規定されている他の何らかの規定と不適合であるにもかかわらず、法的に有効であると明示的に宣言する〔＝不適合拒絶宣言をする〕ことが出来る。
 - (2) ある法律又は法律規定に関して不適合拒絶宣言が出された場合、その宣言は、その法律又は規定の目的の下で、又はその目的のために作成されたいかなる従属的文書に対しても効力が及ぶものとされなければならない。
 - (3) 不適合拒絶宣言を含む法律案を提出する議会議員、又はそのような法律案についての彼又は彼女の利益の為に活動するその他の議員は、立法評議会又は立法参事会に対して、声明を出さねばならず、必要な場合には、不適合拒絶宣言を含むことを正当化する例外的な諸状況について説明する声明を出さねばならない。
 - (4) 不適合拒絶宣言は例外的な状況においてのみなされることが、議会の意図するところである。
 - (5) 第3項の下での声明は、以下〔の条件を満たさ〕なければならない。
 - (a) 不適合拒絶宣言を含む法律案のための第二読会審議期間中に〔作成されねばならない〕；又は
 - (b) 当該声明が作成されてから少なくとも24時間後にはその趣旨を通知できるが、当
-
- ゝる場合；〔(gb)は2001年法律第2号第116条で挿入された〕
- (h) 正義及び公正の諸原理に矛盾する場合；
 - (ha) 人権及び責任憲章に規定された人権と矛盾する場合；〔(ha)は2006年法第43号第47条（附則項目7.4によって挿入された）〕
 - (i) その形式若しくは意図について説明を求める場合；
 - (j) 本法の諸規定若しくは制定法上の規則（the statutory rule）に関する指針への違反が準備されており、且つその違反が実質的若しくは重大な性質を持つ場合；
 - (k) 制定法上の規則によって達成されるべきと考えられる適切な利益より重要性を与えられる行政上及びコンプライアンス上のコストを帰結するように思われる場合。
- (2) 本条の下での審査委員会報告書は、審査委員会が、制定法上の規則が以下のようなべきとの勧告を含む適切であると考察するいかなる勧告も含みうる。
 - (a) 全面的若しくは部分的に許容できない；又は
 - (b) その報告書で示唆されたように改正される。

該通知は、法案の第三読会以前に〔作成されねばならない〕；又は

- (c) 必要な場合には、法案の第三読会以前に、立法委員会若しくは立法参事会の許可を得て〔作成されねばならない〕；
- (6) 不適合拒絶宣言が制定法の規定に関して作成された場合には、その際に、本憲章がその規定に対して適用されない範囲を宣言しなければならない。

註：本憲章が、不適合拒絶宣言が作成された制定法上の規定に適用されない場合、州最高裁判所は、その制定法上の規定に関して、不適合解釈宣言をすることはできない。また、第32条の下で、その規定を、人権に適合する方法で解釈する要件は適用されない。

- (7) 不適合拒絶宣言を含む法律規定は、その規定が施行されてから5年後の日又はその法律に特別の規定がある場合にはそれ以前の日、効力を失う。
- (8) 議会は、いつでも、不適合拒絶宣言を再規定することができ、且つ、本条の規定は、いかなる再規定された宣言に対しても適用することができる。
- (9) いかなる法律草案も、法案第3項又は第5項の手續を取らずに作成されて法律となった場合、その法律又はいかなる他の制定法上の規定も、妥当性を持たず、機能せず、又は執行力を持たない。

第3節 法の解釈

第32条 解釈

- (1) 全ての制定法上の諸規定は、そうすることがそれらの規定に適合する限りに於いて出来る限り、人権に適合的な方法で解釈されねばならない。
- (2) 人権に関する国際法並びに国内裁判所、外国の裁判所及び国際的な裁判所、及び審判所の判決は、制定法上の規定を解釈するに当たって考慮されなければならない。
- (3) 本条は、以下の妥当性には影響を与えない。
 - (a) 人権と適合しない法律若しくは法律規定；又は
 - (b) 人権と適合しない、且つそれを作成する法律によって人権と適合しない権能を与えられた法律従属文書又は法律従属文書の規定

第33条 最高裁判所への照会

- (1) 裁判所又は審判所での訴訟手續において、本憲章の適用に関する法律問題が起き、又は制定法上の規定の解釈が本憲章と一致するか否かの問題が起きた場合には、そ

の問題は、以下の場合、州最高裁判所に照会され得る。

- (a) 当事者が照会申立をした場合；並びに
 - (b) 裁判所又は審判所がその問題が最高裁判所によって決定されるに適切であると思料する場合。
- (2) 問題が、第1項の下で州最高裁判所に照会された場合は、問題を照会した裁判所又は審判所は、以下のことを行ってはならない。
- (a) 照会が未決定の間に、当該問題が関連する決定をすること。
 - (b) 当該問題に関する最高裁判所の意見と一致しない方法で手続をし又は決定すること。
- (3) 第1項の下で、州最高裁判所の審理部によって問題の照会がなされる場合、当該照会は控訴院に対して行われねばならない。[第33条第3項は、2009年法律第68号第97条（附則、項目18.3）で改正。]
- (4) 他のいかなる法律の内容であっても、第1項に於いて照会された類の問題が提起された場合は、その問題は、本条に従って、最高裁判所にのみ照会することができる。

第34条 法務総裁（Attorney-General）の介入権能

- (1) 法務総裁は、本憲章の適用に関連して提起される法律問題が争点となっている、あるいは本憲章に従った制定法の解釈に関して問題が生じている裁判所又は審判所に係属しているいかなる訴訟手続にも、介入し又は当事者として参加することができる。
- (2) 法務総裁が本条の下で訴訟手続に介入する場合には、当該訴訟手続で出された命令に由来する控訴の提起及び起訴の目的に照らして、法務総裁は、当該訴訟手続の当事者として参加することが出来る。

第35条 法務総裁及び委員会への通告

- (1) 訴訟手続の当事者は、以下の場合、法務総裁及び委員会に対して、指定された形式で通告しなければならない。
 - (a) 最高裁判所又は州郡裁判所の訴訟手続で、本憲章の適用に関する法律問題を提起する場合、又は本憲章と制定法規定の解釈が適合するか否かに関して問題提起をする場合。
 - (b) 第33条の下で最高裁判所に問題が照会される場合。
- (2) 第1項の目的のため、以下の場合には通告は要請されない。

- (a) [ヴィクトリア]州が当事者として関係する訴訟手続の場合、法務総裁への通告〔は要請されない〕；又、
- (b) 委員会が当事者として関係する訴訟手続の場合、委員会への通告〔は要請されない〕。

第36条 不適合解釈宣言 (Declaration of inconsistent interpretation)

- (1) 本条は以下の場合に適用される。
 - (a) 最高裁判所の訴訟手続において、本憲章の適用に関して法律問題が提起される場合又は本憲章と制定法規定の解釈が適合するか否かに関して問題が提起される場合；又は
 - (b) 第33条の下で最高裁判所が、照会を受けた問題がある場合；又は
 - (c) (a)号で言及された類の問題に関して控訴院に訴訟が係属した場合。
- (2) 関連する不適合解釈宣言に従えば、訴訟手続において、最高裁判所が、制定法の規定は人権と適合するように解釈され得ないとの立場に立つ場合、裁判所は、その効力は本条に従うものとの宣言をなすことができる。
- (3) 最高裁判所が不適合解釈宣言をしようとする場合、その宣言は、指定された形式で、当該事実が法務総裁及び委員会に通告されることで確実なものとなさねばならない。
- (4) 最高裁判所は、裁判所が以下の条件が満たされない場合には、不適合解釈宣言を行ってはならない。
 - (a) 指定された形式での通告が、第3項の下で法務総裁及び委員会に行われていない場合；及び
 - (b) 法務総裁及び委員会に対して、当該訴訟手続に介入する合理的な機会が与えられるか、又は提案された不適合解釈宣言に関する意見を提出する機会が与えられている場合。
- (5) 不適合解釈宣言は、
 - (a) いずれにしても、当該宣言が行われた制定法規定に関して、その効力、機能又は執行に影響を与えない；又は、
 - (b) いかなる者に対しても、いかなる法的権利も、又はいかなる民事訴訟を提起する権能も作り出すものでもない。
- (6) 最高裁判所は以下の場合、不適合解釈宣言の写しを法務総裁に渡さなければならない。
 - (a) 不適合解釈宣言が行われた訴訟手続に関する控訴申立期限が、かかる控訴が申し

立てられることなく終結した場合、当該期限の終結後7日以内に。

- (b) 控訴において当該不適合解釈宣言が支持された場合、すべての控訴が終結した後7日以内に。

例

最高裁判所の審理部が不適合解釈宣言を（VCATからの問題点照会に基づいて）行う場合、及び〔最高裁判所〕控訴院が、控訴について当該宣言を支持する場合、不適合解釈宣言の写しが、控訴院判決の後7日以内に法務総裁に送付されねばならない。

- (7) 法務総裁は、第6項の下で不適合解釈宣言の写しを、当該宣言が行われたのに関連する制定法上の規定を管轄する大臣に対して、当該大臣が法務総裁である場合を除いて、合理的に実行可能な限り速やかに、送付しなければならない。

第37条 不適合解釈宣言措置

不適合解釈宣言を受理してから6ヶ月以内に、当該宣言が行われたのに関連する制定法上の規定を管轄する大臣は、以下の義務を負う。

- (a) 当該宣言に対する書面での応答を作成しなければならない；及び
(b) 当該宣言の写し及び宣言に対する彼又は彼女の応答を、
(i) 議会両院に提出しなければならない；及び
(ii) 官報（the Government Gazette）に公表しなければならない。

第4節 公的機関の責任

第38条 公的機関の行為

- (1) 本条の条件下において、公的機関が、人権と矛盾する方法での行為又は関連する人権を適切に考慮せずに決定を下すことは、不法である。
(2) 第1項は、制定法上の規定又は連邦法によって乃至連邦法の下で、又はその他の法の下で制定された規定の結果として、公的機関が、その結果として行う以外の行為又は決定を合理的に行うことが出来ない場合には、適用されない。

例

公的機関が、制定法上の規定を実施するために活動しているが、当該制定法が人権と矛盾する場合。

- (3) 本条は、私的性質の行為又は決定には適用されない。

- (4) 第1項は、公的機関が、宗教組織（公的機関自体が宗教組織である場合を含む）が宗教的な教義、信条又は原理に従って活動することを妨害するような方法で活動し又は決定を下すことを要請しない。
- (5) 本条において、「宗教組織」「religious body」は以下を意味する。
- (a) 宗教的な目的で設立された組織；又は
- (b) 教育的又はその他の慈善機関を設立し、又は監督、統制又は管理する機関であって、宗教的教義、信条又は原理にしたがって運営すべきことを意図し、且つそのように運営されている機関。

第39条 法的手続

- (1) 本憲章に依らずに、人が公的機関の行為又は決定に関して、当該行為又は決定が不法であったことに基づいて訴訟上の救済 relief 又はその他の〔権利侵害または権利の実現を妨げることに對する〕救済〔の方法・手段・手続〕remedy⁶⁾を求め得る場

6) relief及びremedyを一つの単語で訳すのは困難であるため、ここで示したように、reliefを「訴訟上の救済」、remedyを「その他の〔権利侵害または権利の実現を妨げることに對する〕救済〔の方法・手段・手続〕」と説明的に訳し（田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版局、1995年、716～717頁による）、それぞれ仮の訳語として下線部で代表させた訳語とした。すなわち、正確性には欠けるが、reliefを「訴訟上の救済」、remedyを「その他の救済」とした。reliefは訴訟上のものであって最終的な救済とは必ずしもいえず、覆されることもあるとの含意がある。下線を引いたのは、以後の訳語がそれぞれ元は説明的な訳語の意味であることを含意しようとしたものである。

ただし、たとえば *Oxford Australian Law Dictionary*, by Trischa Mann, General Editor (Oxford University Press, 2010) はreliefの項目には、remedyを見よとだけ記されており(p.496)、かつremedyの説明には具体的にreliefとの違いを説明していない。したがって、reliefとremedyとを合わせて「法的救済」と訳出することも考えたが、他方でオーストラリアの法律が連邦法も州法もイギリス法に由来しており、コモン・ローが重視されていることからすると、訳し分けることにも意味はあろう。

以下参考までに上記田中英夫編英米法辞典の説明を引用しておく。relief：「（訴訟上の）救済；請求の趣旨□一般に訴訟上の救済を得ること。当事者の請求に対して裁判所が与える損害賠償。特定履行などの救済。ことにエクイティ上の救済、例えば土地・財産の返還、侵害行為の差止め、原状回復、契約の無効などを指す。〔以下略〕」remedy：「権利侵害または権利の実現を妨げることに對する救済、そのための方法・手段・手続をいう。救済方法には、被害者の自力による救済——self-defense（正当防衛）、recaption（占有の自力回復）、distress（自救的動産差押え）、entry（不動産占有の自力回復）、abatement of nuisance（ニューサンスの除去）、seizure（没収）など——、法律上認められる救済——retainer（保留権）、remitter（原権利状態遡及回復）など——、当事者間の合意による救済——accord and satisfaction（代物弁済）、arbitration（仲裁）など——、および裁判所による救済がある。／裁判所が与える救済には、（1）損害賠償、（2）原状回復、（3）強制」

合は、その人は、本憲章を理由として生じる不法性に基づく訴訟上の救済又はその他の救済を求め得る。

- (2) 本条は、本憲章に依らずに、人が、公的機関の行為又は決定に関して持ついかなる訴訟上の救済を求め得る権利にも影響を与えない。この権利は以下を含む。
 - (a) 1978年行政法（the Administrative Law Act 1978）又は最高裁判所規則（the Rules of the Supreme Court）第1章規則56の下で司法審査を求める〔権利〕；並びに
 - (b) 不法の宣言を求め、及び差し止め、訴訟手続の一時停止又は証拠の排除を含む補助的な訴訟上の救済（associated relief）を求める〔権利〕。
- (3) 人は、本憲章違反を理由としたいかなる損害賠償を認定される資格も与えられない。
- (4) 本条のいかなる規定も、本条の機能とは別の損害賠償を求めうる人が持つ権利に影響しない。

第4部 ヴィクトリア州平等機会・人権委員会

第40条 委員会による介入

- (1) 委員会は、本憲章の適用に関して法律問題が提起される、又は本憲章と一致する制定法の規定解釈に関する問題が提起されるいかなる裁判所又は審判所に係属する手続にも介入することが出来、及び当事者として参加することが出来る。
- (2) 委員会が本条の下で訴訟手続に介入する場合は、その際、当該訴訟手続において出された命令に由来する訴訟の開始及び起訴の目的のため、委員会は、当該訴訟手続に当事者となることを要する。

第41条 委員会の機能

委員会は、本憲章に関して以下の機能を持つ。

- (a) 以下について調査する年次報告書を法務総裁に提出する〔機能〕

↳ 措置、(4) 確認判決がある。〔中略〕／法的救済は、歴史的経緯からコモン・ロー上の救済（legal remedy）とエクイティ上の救済（equitable remedy）とに分けられる。前者は被害者に対する金銭による損害賠償であり、後者は金銭賠償が被害者にとって適切かつ十分な救済となり得ない場合に認められる。エクイティ上の救済には、差止命令、特定履行、確認判決、擬制信託（constructive trust）等がある。

- (i) 他の制定法規定及びコモン・ローとの相互作用を含む本憲章の運用；及び
- (ii) その年に行われたすべての不適合解釈宣言；及び
- (iii) その年に行われたすべての不適合拒絶宣言；及び
- (b) 法務総裁の要請があったときには，制定法規定及びコモン・ローの人権への影響を審査し，審査結果を報告書面で法務総裁に提出する；並びに
- (c) 公的機関の要請があったときには，機関の計画及び実務が人権と適合しているかを決定するための審査をすること；並びに
- (d) 人権及び本憲章についての教育を提供すること；並びに
- (e) 第 44 条及び第 45 条の下での本憲章の審査において，法務総裁を援助すること；並びに
- (f) 本憲章の運用に関することについて法務総裁に助言すること；並びに
- (g) 本憲章及びその他の法律の下で委員会に与えられたすべての機能。

第 42 条 権能

委員会は，本憲章の下でその機能を果たすために行う，又はそのことと関連する必要な又は適切なすべてを行う権能を有する。

第 43 条 議会に提出される報告書

- (1) 法務総裁は，41 条(a)又は(b)（本条第 2 項が適用される場合には第 2 項の下で修正されたもの）と一致する，委員会によって提出されたすべての報告書の写しを，それぞれの議会に又は法務総裁が報告書を受け取った 6 日後の国会に，提出しなければならない。
- (2) 法務総裁は第 41 条(a)又は(b)の下で受理した報告書を，法務総裁が以下について開示を停止すべき必要があると判断する場合には，〔その報告書を〕修正することが出来る。
 - (a) 人権を侵害された，又は現に侵害されている全ての人の身元（identity）；又は
 - (b) 他の人の人権を侵害した人の身元；又は
 - (c) 法務総裁の意見として，公の利益を害し得る情報。
- (3) 法務総裁が第 2 項にしたがって報告書を修正する場合には，〔法務総裁たる〕彼又は彼女は，第 1 項にしたがって議会に提出された当該報告書は，修正されているとの声明を出さなければならない。

第5部 一般条項

第44条 運用4年後の憲章の審査

- (1) 法務総裁は、本憲章運用の最初の4年経過後、その審査を行わねばならず、且つ、当該審査報告書の写しを両議会に、2011年10月1日に、又はその日以前に提出しなければならない。
- (2) 第1項の下での審査は、以下について考慮しなければならない。
 - (a) 以下のものを含み、それに限定されない追加の人権が、本憲章の下で、人権に含まれるべきか否か
 - (i) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約；及び
 - (ii) 子どもの権利に関する条約；及び
 - (iii) 女性に対するあらゆる形態の差別の除去に関する条約；並びに
 - (b) 自己決定の権利が本憲章に含まれるべきか否か；並びに
 - (c) 公的機関が人権を遵守しているかの評価に関する定期監査を必須のものとするべきか否か；並びに
 - (d) 本憲章に基づいて不法とされる公的機関の行為又は決定に関して訴訟手続を開始するための、又はその他の法的救済が与えられ得るためのさらなる規定が本憲章内に設けられるべきか否か。

第45条 運用8年後の憲章の審査

- (1) 法務総裁は、本憲章運用5年目から8年目についての審査を行わねばならず、且つ、両議会に、2015年10月1日に、又はその日以前に審査報告書の写しを提出しなければならない。
- (2) 第1項の下での報告書は、本憲章についてのさらなる審査が必要であるか否かについての勧告を含まなければならない。

第46条 規則

- (1) 評議会における州総督は、本憲章を施行する為に規定されるべき又は規定されるべきことが必須の、本憲章によって要請され又は許容されるいかなる事項の為に、又はそれらに関して諸々の規則を制定することが出来る。
- (2) 第1項の制限内で、評議会における州総督は、以下の為又はそれらに関して規則を制定することが出来る。

- (a) 本憲章の目的のために公的機関とされるべき機関について規定すること；及び
 - (b) 本憲章の目的のために公的機関とされるべきでない機関について規定すること；及び
 - (c) ある種の機能を行行使するときには本憲章の目的のために公的機関とされるべきでない機関について規定すること；及び
 - (d) 公認通訳 (accredit interpreters) を認可する組織を規定すること；及び
 - (e) 本憲章のための書式を規定すること。
- (3) 本憲章によって与えられた規則制定権能は、以下の場合に行使することが出来る。
- (a) 当該権能の範囲が及ぶ全ての事例に関して、また特定の例外に従う全ての事例に関して、またさらに特定の事例若しくは一定の種類的事例に関して；及び
 - (b) 当該権能が行使される諸々の事例に関して規則を制定する場合で、
 - (i) 当該権能が行使される全ての場合に関する同様の規定、又は異なる事例乃至一定の種類的事例のための規定、又は異なる目的のための同様の事例乃至一定の種類的事例のための異なる規定；又は
 - (ii) 無条件でも特定の条件に従うものでもない全ての規定。
- (4) 本憲章の下での諸規則は以下の場合に制定できる。
- (a) いつでも、又は特定の場合に適用されるものとして；及び
 - (b) 規則によって影響される事項が、以下のことを要請されるものとして。
 - (i) 特定の基準又は特定の要請に一致すべきものとして；又は
 - (ii) 特定の諸個人又は組織又は特定の諸個人又は組織の集合によって支持され又はそれらが納得のいくようにすべきものとして；又は
 - (iii) 第1項及び第2項両規定〔をともに満たすものとして〕特定されるべきものとして；及び
 - (c) 以下の場合、すなわち⁷⁾、
 - (i) 規則によって全面的若しくは部分的に、又は修正されたものに〔該当するか否かに関するすべての文書に含まれる事項を適用、採択又は取り入れるため〕；又は
 - (ii) 特定の時期に施行されるものに、又はその時々施行されるものに〔該当するか否かに関するすべての文書に含まれる事項を適用、採択又は取り入れるため〕
 - (d) 特定諸個人若しくは諸組織、又は特定諸個人若しくは諸組織の集合に裁量権

7) (i)及び(ii)で〔 〕で示した部分は、本来(c)の文(柱書)として記されているものであるが、日本語として非常にわかりにくくなるため、(i)及び(ii)に続く形で訳を示した。

(discretionary authority) を与え、又は義務を課すため；及び

- (e) 特定の事件若しくはいくつかの特定の種類の事件に対して、無条件であろうと、若しくは特定条件下においてであろうと、又は全面的でも特定の範囲内でもなく、規則の何らかの条文から、個人若しくは事物、又は個人若しくは事物の集合に対する例外を、提供するため。

第 47 条 本法施行に伴う改正

本法附則に列挙し、条文見出しに言及した法律は、本法施行に伴い、附則で示されたように改正される。

第 48 条 留保規定

本法第 2 部施行前か施行後かにかかわらず、本憲章のいかなる規定も、妊娠中絶⁸⁾又は墮胎に適用されるいかなる法にも影響しない。

第 49 条 経過規定

- (1) 本憲章は、本憲章第 2 部施行以前又は施行後いずれに可決されたかを問わず全ての法律に及び且つ適用され、並びに施行以前又は施行後に制定された全ての従属文書に及び且つ適用される。
- (2) 本憲章は、本憲章第 2 部施行以前に開始されたか又は終結したいかなる訴訟手続にも影響しない。
- (3) 本憲章第 3 部第 4 節は、該当の節施行以前に公的機関によって行われたいかなる行為又は決定にも適用されない。
- (4) **2009 年刑事訴訟手続改正（間接的及び経過規定）法（the Criminal Procedure Amendment (Consequential and Transitional Provisions) Act 2009）**附則、項目第 18.3 によって改正された第 33 条第 3 項は、第 33 条第 1 項の下で照会された問題に対して、同項目の施行期日又は施行期日より後に適用される。[第 49 条第 4 項は 2009 年法律第 68 号第 97 条（附則、項目 18.4）で挿入された。]

8) ヴィクトリア州では条件を満たす専門医師による妊娠中絶は合法である。Abortion Law Reform Act 2008 (Vic).なお参照、Crimes Act 1958 (Vic) s 65.

附則

第 47 条

本憲章施行に伴う改正

1. 1995 年平等機会法 (Equal Opportunity Act 1995)

- 1.1 第 4 条第 1 項の「平等機会」のための「委員会」の定義を、「ヴィクトリア州平等機会・人権」のための「委員会」の定義に置き換える。
- 1.2 第 160 条第 1 項「委員会」の後に、「ヴィクトリア州平等機会・人権委員会の名の下に」を挿入する。
- 1.3 第 160 条第 5 項の後に、以下を挿入する⁹⁾。
「第 6 項 人権及び責任憲章附則 1 によって制定された委員会名称の変更にかかわらず、委員会は、当該変更以前のものと同様の組織としてその後も継続し、且つ、当該変更は、いかなる行為、事柄、又は事項にも影響を与えない。」
- 1.4 第 161 条第 1 項(d)の「その他の法律」の後に、「人権及び責任憲章を含む」を挿入する。
- 1.5 第 172 条の「法律」の後に、「又は人権及び責任憲章」を挿入する。
- 1.6 第 172A 条の「本法律」の後に、「又は人権及び責任憲章」を挿入する。
- 1.7 第 225 条の「平等機会委員会」を「委員会」に置き換える。

2. 1973 年オンブズマン法 (Ombudsman Act 1973)

第 13 条第 1 項の後に以下を挿入する。

-
- 9) 翻訳時点では、160条5項は削除され、第6項も存在しない。また172条はヴィクトリア州2009年法律第14号第5条によって改正されており、「法律」「Act」という文言自体が存在しない。172A条は現在では削除されている。一般条項としての同法第175条に、以下の規定が置かれている。

「委員会の職員

以下の諸法律を執行する目的にとって必要ないかなる職員も、2004年公行政法 (the **Public Administration Act 2004**) 第 3 部の下で雇用されるべきである。

- (a) 本法；
- (b) 人権及び責任憲章；
- (c) 2001年人種及び宗教的寛容法 (the **Racial and Religious Tolerance Act 2001**)

註

2004年公行政法第16条の下で、立法評議会における州総督によって出された命令の下では、理事 (Commissioner) は、委員会の従業員に関して、公共役務機関の長としてのすべての機能を有する。」

「(1A) 第1項の下でオンブズマンが持つ機能は、人権及び責任憲章で規定された人権と、行政行為とが矛盾していないかどうかを審理し又は調査する権能を含む。」

3. 2003年議会委員会法 (Parliamentary Committees Act 2003)¹⁰⁾

3.1 第17条(a)(vii)の後に以下を挿入する。

「(viii) 人権及び責任憲章に規定された人権と矛盾していないか；」

3.2 第17条(f)の後に以下を挿入する。

「(fa) 人権及び責任憲章によって委員会に与えられた諸機能；」

4. 1958年警察規制法 (Police Regulations Act 1958)¹¹⁾

4.1 第102BA条(b)の「防いだ」を「防いだ；及び」に置き換える。

4.2 第102BA条(b)の後に以下を挿入する。

「(c) 人権及び責任憲章に規定された人権を警察隊構成員が考慮することを確保するため。」

-
- 10) 議会委員会法17条は、法律及び規則審査委員会 (the Scrutiny of Acts and Regulations Committee) の権能に関する規定である。17条(a)は、次のように規定する。「法律及び規則審査委員会の機能は、…(a)評議会〔ヴィクトリア州上院〕又は議会〔ヴィクトリア州下院〕に提出されたすべての法律草案を考慮し、及び直接又は間接に当該草案が以下のようなものであるか否かについて議会に報告することである。
- 11) 警察規制法 (Police Regulations Act 1958) の102A条～102K条は、ヴィクトリア州2008年法律第34号142条(23)によって削除された。現行法には以下の規定が存在するのみである。「第118R条 長官 (Chief Commissioner) は、関係部署の写真をメディア組織に提供する権能を授与できる。
- (1) 関係部署の写真が、犯罪について有罪とされている個人のもので、警察隊 (the force) の所有する者である場合には、長官は、第118条の下で授権されているメディア組織による申請について、当該写真が、授権されたメディア組織に与えられ、その組織によって運営されているジャーナリズムにおける使用を授権できる。
 - (2) 写真を撮られた当該個人が第1項で言及された犯罪で有罪とされてから6カ月以上後に申請した場合には、長官は第1項の下での授権をしてはならない。
 - (3) 第1項の下での授権は、
 - (a) 書面でなければならない；並びに
 - (b) 当該授権で限定された条件に従う。
 - (4) 第1項は、2000年情報プライバシー法、1982年情報自由法 (the Freedom of Information Act 1982) 又はその他の法律 (人権及び責任憲章以外) に何らかの形で反していても、有効である。」

5. 2004年公行政法 (Public Administration Act 2004)

5.1 第7条第1項(f)の「諸価値」を「諸価値；」に置き換える。

5.2 第7条第1項(f)の後に以下を挿入する。

「(g) 人権—公務員は、人権及び責任憲章に規定された人権を、以下によって尊重し且つ促進すべきである。

(i) 人権と一致する決定を下し、且つそのような助言を提供することによって；及び

(ii) 積極的に人権を実行し、促進し、且つ援助することによって。」

5.3 第8条(c)の後に以下を挿入する。

「(ca) 人権及び責任憲章で規定された人権は支持される。」

6. 2001年人種及び宗教の寛容に関する法律 (Racial and Religious Tolerance Act 2001)

6.1 第3条で、「平等機会」のための「委員会」の定義を「ヴィクトリア州平等機会・人権」のための「委員会」に置き換える。

6.2 第32条第1項及び第2項における、「平等機会委員会」を「委員会」に置き換える。

7. 1994年従位立法法 (Subordinate Legislation Act 1994)

7.1 第12条の後に以下を挿入する。

「第12A条 人権適合証明

(1) 主務大臣は、提案された成文規則 (statutory rule) に関して人権適合証明が準備されることを保障しなければならない。ただし、提案された成文規則が第3項の下での例外とされる場合を除く。

(2) 人権適合証明は、以下を満たさねばならない¹²⁾。

(a) 主務大臣の意見として、提案された成文規則が人権及び責任憲章に規定された人権をいかなる意味でも制限するかしないかを証明しなければならない；並びに

(b) 主務大臣の意見として、もし提案された成文規則が人権及び責任憲章に規定された人権を制限することを証明する場合には、以下を示さなければならない。

(i) 制限される人権の性質；及び

(ii) 制限の目的の重要性；及び

(iii) 制限の性質と範囲；及び

(iv) 制限とその目的との間の関連；及び

12) 原文はmust-のみで動詞を(i)以下にのみ規定しているが、日本語で読んだときのわかりやすさを優先し、「満たす」とした。

- (v) 制限が達成しようとしている目的を達成するために、合理的に可能なより制限的でない手段がないか。
- (3) 第1項は、主務大臣が、彼又は彼女の意見として書面で以下を示した場合には適用されない。
 - (a) 提案された成文規則が裁判所又は審判所、又は裁判所又は審判所の訴訟手続、実務又は費用のみに関連する場合；又は
 - (b) 提案された成文規則が、以下を示すだけである場合。
 - (i) 第4条1項(a)の下で、成文規則となるべき法律文書又は法律文書の集合を示しているだけである場合；又は
 - (ii) 第4条第1項(b)の下で本法運用による文書又は文書の集合を免除するだけである場合；又は
 - (iii) 第5条第1項の下で、それを行わない限り5条によって無効となるであろう成文規則の運用を拡張するだけである場合。』。
- 7.2 第14条(e)における「第6A条」を「第6A条:」に変える。
- 7.3 第14条(e)の後に以下を挿入する。
 - 「(f) 人権適合証明が要求された場合は、人権適合証明の写し；
 - (g) 人権適合証明が要求されなかった場合は、第12A条3項の下での主務大臣の証明の写し。』。
- 7.4 第21条第1項(h)の後に以下を挿入する。
 - 「(ha) 人権及び責任憲章に規定された人権と矛盾する場合；」。

8. 1998年ヴィクトリア州民事及び行政審判法 (Victorian Civil and Administrative Tribunal Act 1998)

- 8.1 第3条における「平等機会委員会」のための「訴訟手続」の定義を「ヴィクトリア州平等機会・人権委員会」のための定義に変える。
- 8.2 附則1第15条の「平等機会委員会」を「ヴィクトリア州平等機会・人権委員会」に変える。
- 8.3 附則1第16条第1項の「平等機会委員会」を「ヴィクトリア州平等機会・人権委員会」に変える。
- 8.4 附則1第20条第1項及び第2項の「平等機会委員会」を「ヴィクトリア州平等機会・人権委員会」に変える。
- 8.5 附則1第22条の「平等機会委員会」を「ヴィクトリア州平等機会・人権委員会」

に変わる。

- 8.6 附則 1 第 23 条の「平等機会委員会」を「ヴィクトリア州平等機会・人権委員会」
に変わる。

末註

1. 大臣の第二読会証言期日は

下院（立法議会）2006 年 5 月 4 日

上院（立法評議会）2006 年 7 月 19 日

本法草案の正式名称は「人権を保護しかつ促進し、関連する諸法に対する必然的改正及びその他の諸目的のため〔の法案〕」(to protect and promote human rights, to make consequential amendments to certain Acts and for other purposes) である。

2006 年人権及び責任憲章法は、2006 年 7 月 25 日に可決され、以下に従って施行される。

第 1 条～第 31 条、第 40 条～第 49 条及び附則 1 は 2007 年 1 月 1 日に：第 2 条第 1 項；
第 32 条～第 39 条は 2008 年 1 月 1 日に：第 2 条第 2 項。

2. 改正一覧

これは法律および関連従属文書によって 2006 年人権及び責任憲章に加えられた改正を
組み込んだものである。

2008 年検視官法、2008 年法律第 77 号 (Coroners Act 2008, No. 77/2008)

可決日：2008 年 12 月 11 日

施行期日：第 129 条（附則 2 項目第 5）について 2009 年 11 月 1 日：第 2 条

現状：この情報は、2006 年人権及び責任憲章法を改正する諸規定にのみ関わる。

2009 年刑事訴訟手続改正（間接的及び経過規定）法、2009 年法律第 68 号

可決日：2009 年 11 月 24 日

施行期日：第 97 条（附則、項目 18）について 2010 年 1 月 1 日：漢方 2009 年 12 月 10 日
3215 頁

現状：この情報は、2006 年人権及び責任憲章法を改正する諸規定にのみ関わる。

3. 詳細説明

本再公布時点では本項目の記述は存在しない。

索引

事項	条文
アボリジニ人 (Aboriginal people)	前文, 3, 19
妊娠中絶 (Abortion)	48
法律 (Act)	
引用	1
施行	2
関連改正規定	47, 附則
留保及び経過	48-49
行為 (Acts) 制定法規定参照	
逮捕 (Arrest)	21
法務総裁 (Attorney-General)	
委員会報告書に関する機能	41, 43
一定の手続きへの関与	34, 36
一定の事項の通知	35, 36
憲章の審査	44-45
信条 (Beliefs)	
思想, 良心, 宗教, 信条の自由, 参照	
法案 (Bill) 制定法規定参照	
憲章 (Charter)	
において追加の権利が含まれるべきか	44
の適用	6
の施行	2
委員会の機能	41-42
によって拘束される王権	6
〔における用語の〕定義	3
の違反にかかる法的手続	39
の諸原理	前文
の目的	1
と適合した適用若しくは解釈に関する問題	33-36, 40
の運用についての報告書	41, 43
の運用についての審査	41-45

墮胎 (Child destruction)	48
子ども (Children)	3, 17, 23-25
民事訴訟 (Civil proceedings)	24
委員会 (Commission)	
ヴィクトリア州平等機会・人権委員会参照	
良心 (Conscience) 思想, 良心, 宗教, 信条の自由, 参照	
控訴院 (Court of Appeal)	33, 36
裁判所及び審判所 (Courts and tribunals)	
への憲章の適用	6
が公的機関として扱われる場合	4
裁判所の定義	3
が判決を下す, によって聴聞が行われる	24
憲章と適合した適用若しくは解釈を含む問題を	33-36, 40
刑事手続, 刑事訴訟手続 (Criminal process, proceedings)	
の権利若しくは, に関する	
子ども	23-25
拘禁, 逮捕	21-23
公平な聴聞	24
最小限の保証	25
有罪が証明されるまでの無罪の推定	25
遡及刑事法 [の禁止]	27
有罪判決, 刑罰の [上位の裁判所による] 審査	25
一時不再議の権利	26
拷問, 非人間的又は品位を傷つけるような取り扱い (Cruel, inhuman or degrading treatment)	10
文化的権利 (Cultural rights)	19
不適合解釈宣言 (Declarations of inconsistent interpretation)	3, 36-37, 41, 43
定義 (Definitions)	3, 11, 38
品位を傷つけるような取り扱い (Degrading treatment)	
拷問, 非人間的又は品位を傷つけるような 取り扱い, 参照	

拘禁 (Detention)	21-23
差別 (Discrimination)	3, 8
選挙 (Elections)	18
家族 (Families)	13, 17
強制又は義務的労働 (Forced or compulsory labour)	11
結社の自由 (Freedom of association)	16
表現の自由 (Freedom of expression)	15
移動の自由 (Freedom of movement)	12
思想, 良心, 宗教, 信条の自由 (Freedom of thought, conscience, religion, belief)	14
人権 (Human rights)	
憲章に含まれるか考慮される追加的な権利	44
の定義	3
に対する制約	7
影響を与えない他の権利, 自由	5
の諸原理	前文
憲章に含まれる権利	8-27
特定の権利の名称, たとえば表現の自由, も参照	
収監 (Imprisonment)	21
非人間的取り扱い (Inhuman treatment)	
拷問, 非人間的又は品位を傷つけるような取り扱い, 参照	
通訳 (Interpreters)	3, 25
言語 (Languages)	19
法 (Law)	
において人として承認される権利及び 法の前の平等	8
裁判所及び審判所; 刑事手続, 刑事訴訟 手続; 制定法規定, も参照	
法律扶助 (Legal aid)	25
法律補助人 (Legal assistance)	25
自由 (Liberty)	21

医療上の実験, 扱い	
(Medical experimentation, treatment)	10
議員 (Members of Parliament)	28
大臣 (Ministers)	4, 28, 36-37
国の安全 (National security)	15
不適合拒絶宣言 (Override declarations)	3, 31, 41, 43
議会 (Parliament)	4, 6, 28, 30, 31, 37, 43
議会委員会 (Parliament Committees)	3, 4, 30
平和的集会 (Peaceful assembly)	16
プライバシー (Privacy)	13
財産権 (Property rights)	20
公的業務及び役所 (Public affairs and office)	18
公的機関 (Public authorities)	
への憲章の適用	6
と解釈される 定義, 人, 機関	4
公的性質の機能	4
に対する法的手続	39
憲章の審査において考慮される事項	44
人権に関する義務	38
委員会による計画, 実務の審査	41
法律問題 (Questions of law)	33-36, 40
規則 (Regulations)	46
宗教 (Religion)	14, 19
宗教組織 (Religious bodies)	38
名誉 (Reputation)	13, 15
生命権 (Right to life)	9, 48
留保規定 (Savings)	48
科学的実験, 扱い (Scientific experimentation, treatment)	10
制定法並びに規則審査委員会	
(Scrutiny of Acts and Regulations Committee)	30
安全 (Security)	21
国の安全, も参照	

苦役 (Servitude)	11
奴隷 (Slavery)	11
適合性声明 (Statements of compatibility)	28-29
制定法解釈 (Statutory interpretation)	
憲章と適合する	33-36, 40
人権と適合すべき	32
法案の人権との適合性	28-30
不適合解釈宣言	3, 36-37, 41, 43
定義	3
人権の効力についての憲章との相互関係	41, 43
人権と適合すべき解釈	32
不適合拒絶宣言	3, 31, 41, 43
解釈に関する問題	33-36, 40
従位立法 (Subordinate instruments)	
制定法規定参照	
州最高裁判所 (Supreme Court)	33, 35-36
拷問 (Torture)	10
労働組合 (Trade unions)	16
経過規定 (Transitional provisions)	49
ヴィクトリア州警察 (Victoria Police)	3, 4
ヴィクトリア州平等機会・人権委員会 (Victorian Equal Opportunity and Human Rights)	
委員会の定義, 憲章に関する機能, 権能	41-42
一定の手続における介入	36, 40
一定の事項の通知	35, 36
の報告書	41, 43
ヴィクトリア州公共サービス (Victorian public service)	4, 18
投票 (Voting)	18
労働 (Work) 強制又は義務的労働, 参照	